

平成23年度第3回教育委員会定例会 会議録

◇ **開催年月日** 平成23年6月14日(火) 13時35分開会
14時05分閉会

◇ **開催の場所** 鹿児島商業高等学校会議室

◇ **出席委員**

委員長	窪 蘭 修	委員	津 曲 貞利
委員	高 島 まり子	委員	桃 木 野 聡
教育長	石 踊 政昭		

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

管理部長	秋 野 博臣	教育部長	大 脇 友治
管理部参事(美術館副館長)	吉 永 真一	総務課長	福 田 健勇
施設課長	岩 切 正己	市民スポーツ課長	内 山 薫
文化課長	児 玉 哲朗	図書館長	岩 切 尚子
学務課長	田 之 上 齊	学校教育課長	山 元 秀隆
保健体育課長	松 ケ 野 彰	青少年課長	平 幸二
生涯学習課長	脇 黒 丸 陽一	少年自然の家所長	寺 菌 裕之
中央学校給食センター所長	平 野 輝久		

◇ **書記**

総務課主幹	豊 廣 正志	総務課主事	米 丸 貴子
-------	--------	-------	--------

◇ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議成立の宣言
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議案
 - 定第25号議案 鹿児島市立図書館協議会委員の委嘱の件
 - 定第26号議案 鹿児島市社会教育委員の委嘱の件
 - 定第27号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の解嘱について〕
 - 定第28号議案 鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の委嘱の件
 - 定第29号議案 鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱又は任命の件
- 6 報告事項
 - (1) 教育委員会所管施設の指定管理者募集について
 - (2) 学校クーラーの使用基準について
- 7 その他
- 8 閉会

◇ 会議要旨

1 開会

委員長 ただいまから、平成23年度第3回教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

委員長 本日は全員出席しており、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

3 会議録署名者の指名

委員長 本日の議事日程は、お手元に配布されているとおりです。本日の会議録署名委員として、私、窪菌と桃木野委員を指名します。

委員 はい。

4 会議の公開等について

委員長 次に会議の非公開についてですが、本日審議する議案5件は、人事・人選に関する案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

委員長 ご異議もないようですので、そのように取り計らいます。

5 議案

定第25号議案 鹿児島市立図書館協議会委員の委嘱の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第26号議案 鹿児島市社会教育委員の委嘱の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第27号議案 代決処分の承認を求める件

承認

〔鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の解嘱について〕

定第28号議案 鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の委嘱の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】



定第29号議案 鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱又は任命の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

6 報告事項

(1) 教育委員会所管施設の指定管理者募集について

委員長 それでは、続きまして報告事項(1)について市民スポーツ課長、説明をお願いします。

市民スポーツ課長 報告事項関係資料①をご覧ください。今回、平成23年度で指定期間が終了する4つの施設について、指定管理者に管理運営を行わせるため募集を行うものです。指定管理者の募集方法及び指定期間でございますが、鴨池公園多目的屋内運動場、鴨池公園野球場・広場・テニスコート、東開庭球場の3施設につきましては、募集方法は公募とし、指定期間は5年間といたします。公募の場合の指定期間につきましては、これまで、比較的小規模な施設は3年、大規模な施設は5年と分けておりまして、この3施設は、前回選定時は3年間としておりました。しかし、指定管理者にとっては、期間が長い方が中長期的な視点に立った人材の確保と育成、資材の購入・リース等が行いやすくなり、施設のより安定的な運営や市民サービスの向上、より安定した雇用の確保が期待できるとの理由から、全庁的に3年間を5年間に見直したものでございます。郡山総合運動場・郡山早馬球技場・郡山花尾運動場につきましては、隣接するスパランド裸・楽・良と一体的に管理することで、より効率的な運営が期待できることから、財団法人鹿児島市健康交流促進財団を特定して指定する予定です。指定期間は5年間としております。次に、今後のスケジュールでございますが、公募する施設につきましては、7月14日に指定管理者の募集告示を行い、8月16日で募集を締め切り、その後、応募団体の資格審査を行い、8月下旬に面接日時の通知、9月上旬に面接を行い、10月以降に指定管理者選定委員会を開催する予定でございます。選定結果については、第4回市議会定例会へ指定議案を提出し、同日に応募団体へ選定結果通知を発送し、議会の議決後、1月には指定の告示、指定書の交付を行いまして、平成24年4月1日からの管理業務の開始を予定しているところでございます。また、現在の指定管理者を指定する施設につきましては、7月8日に指定管理者の申請要項等の提示、8月上旬に受付締切、8月中旬に面接日時の通知及び面接を行い、8月下旬から9月上旬にかけて面接を行う予定でございます。その後につきましては、

公募の場合と同じスケジュールで実施する予定でございます。

以上で、報告を終わらせていただきます。

委員長 　ただ今の報告について、何かございませんか。

（なしの声あり）

委員長 　無いようですので、この件につきましては報告を受けたこととします。



(2) 学校クーラーの使用基準について

委員長 　それでは続きまして報告事項(2)について施設課長、説明をお願いします。

施設課長 　学校クーラーの使用基準についてご報告いたします。報告事項関係資料②をご覧ください。この基準は、本年度から年次的に全学校の普通教室にクーラーを設置することとしており、本年7月からは清水小ほか4校で供用開始することから、クーラーの適正な使用を図るためのガイドラインとして作成したものでございます。作成にあたりましては、本年度供用開始いたします清水小ほか4校や、既にクーラーが設置されております桜島地区の校長に意見を聞きながら、また、関係各課と協議しながら作成いたしました。資料には、使用基準とその概要版としてA4版1枚の資料が付けてありますが、ガイドラインを使ってご説明いたします。まず、Iでこの基準の目的や、環境に対する配慮について記載しております。IIのクーラーの使用についてでございますが、使用開始につきましては、教室内の室温が30度以上になった場合に使用することとし、温度はおおむね28度以上に設定することとしております。この基準につきましては、文部科学省の学校環境衛生マニュアル等を参考にしたところでございます。次に、使用期間としまして、6月上旬から9月下旬までを基本とし、使用時間は、普通教室、特別教室については、児童生徒の教育活動の時間、職員室等の管理諸室については、正規の勤務時間内とし、原則として時間外は除くこととしております。ただし、この期間や時間外であっても、休日や時間外に学校行事がある場合や、降灰等で基準となる温度を超える場合については、学校長の判断で使用してもよいこととしております。健康管理上の注意としまして、室内の環境保持のため、窓を開けて十分な換気に努めることや、クーラー使用中は、生徒児童への十分な配慮を行うなど、注意事項を記載しております。省エネのための措置としまして、カーテンやブラインドを効果的に使用して省エネに努めることや、降灰が少ない場合は可能な限り窓を開けてクーラーの使用を控えることなどを記載しております。クーラーの操作は必ず教職員が行うこととします。最後に、フィルターの清掃を定期的に行い、クーラーの効率化を図るとともに、クーラー使用にあたっては、児童生徒の体調を十分に管理することを記載しております。なお、概要版の裏面に、本年度クーラーを整備する学校を記載しておりますので、お目通しください。

以上で報告を終わります。

委員長 　ただ今の報告について、何かございませんか。

委員 　開いて1ページ目に、設置校を書いてありますが、旧市内以外の学校のクーラー設置はどうなっていますか。それから、高校は商業高校から行うようですが、どういう基準で設置順を決めたのですか。

施設課長 　クーラー設置の基準は、桜島火口からの距離になりますので、本年度までは火口から12キロメートルまでの範囲の学校に順次整備することとしております。

委員 　高校はどうなんですか。玉龍の方が近いようですが。

施設課長 　基本的に、地図で測って近いところから整備しております。

教育長 　玉龍は、同窓会が負担して既に設置されているんです。

委員 　夏休みに入って、もし児童生徒が5、6人で学校の教室で勉強したいと言ってきたら、その際のクーラー使用の可否は校長裁量ですか。そもそも、使わせてよいのですか。

施設課長 　校長の判断になるかと思いますが、今年度整備する5校にこの基準を渡しまして、いろいろ支障等がありましたら、それをまた吸収して改訂しながら最終的なものを作っていこうと考えております。

委員 　清水小、松原小は遠泳をしますが、泳いだ後に校舎を使いませんか。現地解散ですか。

保健体育課長 　松原小は体育館で解散、清水小は現地解散になりますので、遠泳の後に教室に入ることはありません。

委員長 　ほかにございませんか。

委員 　桜島の火口から12キロという基準は、ずっと変わらないのですか。

施設課長 　年次的に距離を延ばしていきます。来年度は12キロから14キロの範囲になります。

委員 　では、24年度が増えているのは14キロまでの分ですか。

施設課長 　そこに載っている学校は今年度に整備する分ですので、全て12キロ圏内になります。

教育長 　清水小は10キロですよ。だんだん距離を延ばしてきているんです。

委員 　最終的には全校を目指しているのですね。

施設課長 　はい。

委員 　学童保育所は今、小学校内にある所はないのですか。

管理部長 　本市では児童クラブと言っておりますが、児童クラブは学校内に設置しているところもございます。子育て支援部で管理をしております。施設は別途整備することになっております。今ここで説明いたしましたのは、あくまでも学校の設備の中のクーラーでございます。

委員 　分かりました。

委員長 　ほかにございませんか。

(なしの声あり)

委員長 　無いようですので、この件につきましては報告を受けたこととします。

7 その他

委員長 それでは事務局の方からどうぞ。

事務局 2点連絡をさせていただきます。まず、次回の定例会は、7月8日金曜日の11時から、教育総合センター2階の教育委員会室で開催させていただきます。次に、昨日お届けしました資料の中に、九州地区市町村教育委員研修大会のご案内を入れておりますが、今年は熊本県が九州地区の会長県ということで、8月25日、26日に熊本市で開催されます。24年度、25年度は鹿児島県が会長県となり、2年目に当たります25年度が、九州・沖縄から約700人が集まる研修会でございますので、ぜひ、今回の熊本大会にご出席いただきますようお願いします。詳細につきましては開催要項などをご覧いただきまして、後日事務局から改めてご連絡いたします。以上です。

8 閉会

委員長 それでは、時間になりましたので、本日の会はこれで終わりとなります。

【以上】